

路肩規制 の作業手順

2024.6.11更新

	内 容	留 意 事 項
準備工	<p>作業打合せ(KY活動) 作業人員・車両の確認 保護具、規制材数量、使用機械・器具の確認、点検</p> <p>安全対策機器の確認、点検 積み荷の固定、飛散対策を確認(複数人で確認) 業務用プレート確認 規制箇所の確認(規制位置の線形確認等)</p>	<p>安全ミーティング日報による 作業分担、配置、連絡系統の確認 運行前点検・持ち込み点検等による(回転灯・工事用車両の表示) 規制材器具の事前点検を実施し異常が確認されたものは使用しない。 緊急避難警報装置等 進入車両強制停止装置などの「物理的防御装置」 ※ 衝突緩衝用車両又はその他同等以上のもの 規制予定の確認</p>
規制材の設置の実施	<p>規制開始連絡 規制機材の設置 通常路肩・路肩狭小区間・ランプ設置区別確認(規制図による) 規制予告標識の設置</p>	<p>規制予定整理番号確認・発注者、管理事務所への規制連絡 黄旗等による一般車への注意喚起 ※ 線形の悪い場合は保安員の増員 荷台ロープをほどく場合等は誘導員を配置して実施する 複数人数により標識を運搬し、強固に設置する 車両移動時の合図を確認 車両の荷台に乗って移動しない(規制内を除く) 移動時には積荷飛散防止を確実に行う 荷降ろし、荷台養生時等、車両の車線側には可能な限り身を置かない ※ 身を置かざるを得ない場合は、監視員をつける</p>
テープ一部設置	<p>矢印板を3枚路肩に設置し警告灯を2~3枚目に設置する 通常路肩の場合は車両を前進しながら矢印板を設置する 路肩狭小区間は非常駐車帯に車両を停車させ人力にて矢印板を運搬し設置する</p>	<p>発煙筒の設置 矢印板は、土囊等で固定する。 回転灯転倒防止処置及び標識車のハンドルきり輪止めの確認</p>
ラバコン設置	<p>ラバコンを20m間隔に設置する 進入車両強制停止装置などの「物理的防御装置」を設置 ラバコン、矢印板は、車両から手押し台車等へ積み替えて設置する 夜間やトンネル内においては、自発光LED装置等をラバコンに添加し、視認性向上、注意喚起に努める</p>	<p>ラバコン設置位置及び向きを統一して設置 荷台の整理整頓 自発光LED装置等を添加したラバコンの設置にあっても機材車を停車させた後に路上に降りて実施する。</p>
交通監視・交通誘導	<p>交通監視員は、標識車付近で監視し、異常があれば是正する 作業開始前に、交通監視員と作業員の全員で退避箇所の確認を行う 交通監視員は、一般通行車両の動向に注意を払い警戒を怠らない 規制内への車両突入時には、即座に緊急避難警報装置等を作動させ作業員の緊急退避行動を喚起し、自身も緊急退避する</p>	<p>監視は車線から極力離れた位置で実施 状況に応じ、作業箇所の上流側/下流側で、適宜交通監視 退避ヤードの確保が困難な箇所においては、監督員と協議のうえ、規制方法、作業方法を検討する 後退誘導を実施</p>
規制材撤収	<p>ラバコン、矢印板は手押し台車等で回収したのちに車両へ積み込む</p> <p>規制の撤去は、下流側より順次行う。 ※ 予告標識撤去は、回送し最上流から行う 積み荷の固定、飛散対策を確認(複数人で確認)</p>	<p>荷揚げ、荷台養生時等、車両の車線側には可能な限り身を置かない ※ 身を置かざるを得ない場合は、監視員をつける 荷台ロープを掛ける場合等は誘導員を配置して実施する</p>
後片付け	<p>規制終了連絡 終礼の実施</p>	<p>規制予定整理番号確認・発注者、管理事務所への規制連絡 安全ミーティング日報による</p>

注意事項

- ・ 規制箇所の確認
- ・ 標識・立て看板の転倒防止
- ・ 本線横断時の車間確認
- ・ 退避箇所の事前確認・決定
- ・ 通行帯側での作業は出来るだけ行わない、行う場合は誘導員を配置する
- ・ 発煙筒の有効使用(※ 転がり防止の確認、燃焼中の監視徹底、小型消化剤の携行確認)
- ・ 矢印板には飛散防止の土囊を丈夫なロープ、カラビナ等を用い取り付ける
- ・ 後退等の誘導は、運転手より見える位置で警笛を使用し行う
- ・ 積荷の飛散防止確認
- ・ 荷台上の作業動線を確保し、体制を保持できる場所(おとり等)を掘み、転倒・墜落に気を付ける
- ・ 移動前に積載物の落下防止対策を実施し、複数人で確認する
- ・ 規制内の車両を後退誘導する際には運転者と誘導方法など打合せ後誘導する。
- ・ **規制標識設置の際はフックと押え板に隙間がなくしっかりと固定されていることを複数人で揺らして確認する。**